

令和8年2月25日

総務文教委員会

阿久根市議会

1 会議名 総務文教委員会

2 日時

- (1) 期日 令和8年2月25日(水)
- (2) 開会 午後2時39分
- (3) 散会 午後3時25分

3 場所 第2委員会室

4 出席委員

川原 慎一	委員長
竹之内 和満	副委員長
大田 基次	委員
大野 雅子	委員
白石 純一	委員
木下 孝行	委員
牟田 学	委員

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上脇 重樹 次長兼議事係長

7 説明員

猿楽 浩士	総務課長
蜜柑 幸一郎	総務課長補佐兼職員係長
川原 陽介	財政課長補佐兼財政係長
四郎園 佳那	財政課管財係長兼財産活用推進係長
尾上 国男	都市建設課技監
早水 英行	生涯学習課長
大漣 昭裕	生涯学習課長補佐兼文化係長

8 会議に付した事件

- (1) 議案第14号 阿久根市立図書館新築工事(建築)請負契約の締結について
- (2) 議案第19号 阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 所管事務調査について

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

川原慎一委員長

ただいまから総務文教委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第14号、阿久根市立図書館新築工事（建築）請負契約の締結について、議案第19号、阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件です。

審査は配付した日程表のとおり進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

◎ 議案第14号 阿久根市立図書館新築工事（建築）請負契約の締結について

川原慎一委員長

議案第14号を議題とします。

所管する財政課、生涯学習課に出席を求め、審査を行います。

〔財政課、生涯学習課及び都市建設課技監入室〕

所管課に出席いただきました。

それでは改めて本案の説明を求めます。

川原財政課長補佐兼財政係長

議案第14号について御説明申し上げます。

令和7年第3回市議会定例会において債務負担行為補正が議決されたことを受け、阿久根市立図書館新築工事（建築）について、特定建設工事共同企業体による事後審査型条件付一般競争入札を実施いたしました。

入札執行の結果、契約金額6億1820万円で、タイセイ・阿久根特定建設工事共同企業体と請負契約を締結するものであります。

この建築工事については、令和8年度に着手し、年度内の完了を目指すものであります。

また、併せて設備工事及び外構工事を進めていく予定としており、新市立図書館の開館は令和9年度内を予定しております。

川原慎一委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

質疑に際してですね、この対象の契約である、仮契約を結ばれたということなんで、仮契約書のコピーを資料請求させていただけないでしょうか。

川原慎一委員長

この際、暫時休憩します。

（休憩 午後2時43分～午後2時49分）

川原慎一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

今休憩中、請求を希望される白石委員の目的と理由の説明をいただきました。

それぞれの御意見もお伺いいたしましたので、お諮りをして、これを資料請求するかしないかを決めたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしですので、お諮りしたいと思います。

ただいまの白石委員から仮契約書を資料請求したいとの動議がありました。

資料請求することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

挙手少数と認めます。

よって、資料は請求しません。

それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

白石純一委員

本契約は、本議案の議決のみで成立するのか、それとも予算成立を条件とするのか。

川原財政課長補佐兼財政係長

今回の議案第14号につきましては、仮契約を今している状況ですので、それに基づきまして、まずは契約の可否といたしますか、御審議いただいているものと考えております。

予算については、当初予算のほうでまた御審議いただくということで、今回のこの契約に関しては、今回のこの御審議で成立するという形で考えております。

白石純一委員

分かりました。

それですと、仮にその本予算が成立しない場合、本会議で副市長から、再議ということもおっしゃいましたが、それでも否決であれば、損害賠償の可能性も認識していくという趣旨の御発言がありました。

契約施行の、契約成立後に、予算が仮に否決された場合、成立しなかった場合、市は履行不可能の、なると思いますが、そういう考えでよろしいですか。

川原財政課長補佐兼財政係長

契約が成立して、その後、予算案が否決された場合という御主旨でよろしかったでしょうか。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

その場合は、契約をできることには間違いありませんけれども、その後、予算がもし否決、ないしは、一部修正といたしますか、図書館に関する予算がお認めいただけなかった場合は、当然私たちは対価を支払うことができませんので、一部修正という場合には、再議等、再度提案、そしてまた改めて説明を差し上げます。ただ、場合によっては、当初予算全体ですね、この図書館の関係ではなくて、もう全て、市全体の当初予算が全て否決となった場合には、同じ内容で改めて当初予算案は提案できませんので、一部そういう内容を修正した上で、再度、臨時議会等を開いての予算審議をいただくこととなります。

ですので、当初予算につきましては、また、この3月までの間に全てがそろるか分かりませんが、場合によっては、骨格予算ですとか、そういう可能性も否定はできないと考えております。

白石純一委員

そうすると予算が成立しなかった場合は履行、期間もあれ、履行不能の可能性が、不履行

という可能性があるということによろしいわけですか。

川原財政課長補佐兼財政係長

そうですね、今のこの予算がお認めいただけないという場合にはそういう可能性もあると思います。

白石純一委員

そうしたことに、対応についてですね、顧問弁護士など法律の専門家の方に確認はされていますか。

川原財政課長補佐兼財政係長

我々は今のところ、御審議いただいて、認めいただくことで丁寧に説明を差し上げるというところでありますので、今、現段階で、可能性の段階で、今のところはまだ、そういう顧問弁護士等々に諮ったというところはありません。

白石純一委員

予算否決により、この先ほど申した、万が一ですね、損害が生じるとするのであれば、やはり我々としては市に損害を、議員としてはですね、市に損害をかけたくないという意識が働いて、予算議決権が拘束されるという、事実上そうした意味合いになると思うんですが、そうしたことにはならないと考えていますか。

[牟田学委員「委員長、ちょっといいですか」と呼ぶ]

牟田学委員

仮の話の審議をするべきではないでしょう。

[白石純一委員「いやいやいや」と呼ぶ]

いや、仮ですよ、あなたの言うのは。

[発言する者あり]

そういう仮の審議をするべきではない。

川原慎一委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後2時57分～午後3時1分)

川原慎一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ここでもう1回、事務局から説明をしてもらいます。

上協議会事務局次長兼議事係長

今回の新図書館に関する議案でございますが、建設工事の請負契約の議案と当該契約のための予算の議案が同じときに提案されております。

この二つの議案の取扱いについては、2月20日に開催された全員協議会で御説明したところでございますけれども、委員長から指示がございましたので、もう一度御説明いたします。

議会制度の解説書によりますと、二つの議案は、別々の委員会に付託されて審査することができる。それぞれの委員会で結果が異なることもある。そして、二つの議案のうち契約議案から諮られて当該議案が否決された場合でも、予算案の原案を可決することが可能であるという解説が出ておまして、別々で審議することができることとなっております。

最終的には、契約案件に否決の意思表示をされた議員が、予算案に対してどういう意思表

示をするのかというところも問題になるところではございますが、理論上は異なった意思表示をしても可能であると。ただし、政治的、道義的に言うと、契約の議案が先に否決された場合には、その後の予算の審議において、当該否決をした議員は、道義的には、政治的には、修正案なり否決の意思表示をすべきであるという解説がでております。

今回の場合も同様に、同時に契約案件、予算議案が提案をされて、1件は総務文教委員会、1件は予算委員会に今から付託をされますけれども、別々の委員会で審査をされます。これは制度上可能でございます。それぞれの委員会で、それぞれの議案を通常どおり審議していただければ、そのまま議会として何ら問題はないものというふうにお考えいただければ結構です。

かつ、今回の場合には、債務負担行為の議決を経ておりますので、契約議案を提案するに当たっての違法行為はないという理解をしていただければと思います。

〔白石純一委員「委員長、休憩中にいいですか」と呼ぶ〕

川原慎一委員長

休憩じゃないですよ。

〔白石純一委員「休憩お願いします」と呼ぶ〕

暫時休憩入ります。

(休憩 午後3時4分～午後3時6分)

川原慎一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

白石委員の質疑は、最後の賠償についてのものは、私も議題外なのかなというふうに感じておりますので、ここで締めたいと考えます。

白石純一委員

仮契約は、本契約の議案の締結により効力を有するということですがけれども、新たに本契約を結ぶことはないことでよろしいですか。

〔発言する者あり〕

川原慎一委員長

発言は委員長を通してお願いします。

川原財政課長補佐兼財政係長

今仮契約の段階であります。今後またこの委員会を経て、本会議の場で最終議決をいただくこととなりますけれども、その議決日をもって本契約日という形になります。

白石純一委員

それではこの契約の中には、予算の議決の場合にどうなるか等の停止条件、あるいは付帯条項等は記載されていないのでしょうか。

川原財政課長補佐兼財政係長

予算に関しての内容については、仮契約書に記載はありません。

川原慎一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑ございませんので、以上で所管課への質疑を終結します。

所管課は退室してください。

〔財政課、生涯学習課及び都市建設課技監退室〕

◎ 議案第19号 阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川原慎一委員長

議案第19号を議題とします。

所管する総務課に出席を求め審査を行います。

所管課は入室してください。

〔総務課入室〕

所管課に出席をいただきました。

それでは、改めて本案の説明を求めます。

猿楽総務課長

議案第19号について御説明いたします。

この条例は、国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しを行うほか、国費の適正な支出を図るための規定を整備する等の措置を講ずるため、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことから、本市においても、国に準じ所要の改正をしようとするものでございます。

条例議案等参考の6ページを御覧ください。

第2条の改正は、用語の意義を改めるとともに、旅行者に対する旅費の支給に代えて、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる者として旅行役務提供者について新たに規定するものでございます。

次に、11ページになりますが、国に準じ、これまで旅費の種類として規定していたものを、旅費の種目として第9条に規定し、第10条の鉄道費から、14ページ、第18条の転居費等まで、その内容について新たに規定するものであります。

次に、15ページから16ページにかけてとなりますが、国に準じ、旅費の支給額の上限について第24条に、旅費の返納について第27条に新たに規定するものであります。

次に、17ページになりますが、別表第1の改正は、宿泊費について、国の宿泊費基準額の例により算定した額とすることについて規定するものであります。

最後に、議案書の34ページから35ページにかけてとなりますが、附則では、条例の施行期日を令和8年4月1日からとするほか、施行期日前後の旅行に関する必要な経過措置などを定めております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

川原慎一委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「ちょっと待って」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

委員会中です。

木下孝行委員

もう少し簡単に、どこがどういうふうに変わるという説明ができる。

猿楽総務課長

実は、この旅費に関する法律につきましては、もともとの現行の国家公務員の旅費法については、昭和25年に制定されて、それ以来、基が改正されていないということがあって、運用はもちろん、その同時の旅費とか、今のレートに関する旅費の基準に合わせてきたんですけども、法律的な、基本的な内容が維持されてきたことによって、現下の経済社会情勢に合わないものとなっているというのが法改正の基となったところでございます。

また、どんな内容が変わったかということにつきましては、主な変更点としましては、旅行者に対する旅費の支給に代えて旅行代理店っていうところを旅行役務提供者として規定して、その上で当該旅行提供者に対する直接の支払いを可能としたというところでもございます。

あとは、文言の整理として、鉄道賃や船賃、航空賃及び旅行諸雑費の内容を改めたというところでございます。

どんなところを改めたのかと言えば、宿泊料や食卓料、移転料、そして着後手当及び扶養親族移転料を廃止し、新たにその他の交通費として、旅行先に行ってからバスやタクシーの使用、そしてあとは、宿泊手当とあって、宿泊のホテルについている朝食等のその費用も含めた宿泊手当として金額を定めて、実費弁償により近い形で旅費を支払うというところで規定したものでございます。

川原慎一委員長

ほかは質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で所管課の質疑を終結します。

総務課は退室してください。

〔総務課退室〕

◎ 議案第14号 阿久根市立図書館新築工事（建築）請負契約の締結について

川原慎一委員長

それでは、議案の採決に進みます。

議案第14号を議題とします。

討議を行います。

討議ありませんか。

白石純一委員

私はですね、やはり慎重、あくまでも審査をするという意味では、予算、本予算が議決された後に、最終的にこの契約も審査、議決すべきだと思いますので、継続審査をお願いします。

川原慎一委員長

ほかに討議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討議を終わります。

〔上協議会事務局次長兼議事係長「委員長、今の白石委員の御発言は、動議であるのか、ただの討議の中の御意見であるのか御確認をお願いします」と呼ぶ〕

白石委員、ただいまのは動議であるのか。

白石純一委員

継続審査の動議とさせていただきたい。

川原慎一委員長

暫時休憩入ります。

(休憩 午後3時18分～午後3時18分)

川原慎一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ただいま白石委員から、慎重な審査が必要であるということの動議が出ました。

この動議に対して賛成の委員の挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

賛成少数にて、動議は否決されました。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

白石純一委員

本契約議案に反対の立場から討論します。

本契約が成立した後にですね、まだ予算が成立しない場合に、市に損害賠償が生じる可能性があるとの答弁も副市長からなされました。これは、契約議決を先行させることにより、議会の予算審査における自由な判断が一定程度制約されることを意味します。

予算は、市民の負担を伴う最も重要な議決事項であり、かつ、債務負担行為で認められているとはいえ、今後50年100年にわたり市民の財産となる貴重な財産の支出に当たります。

その契約審査に先立って、予算の審査に先立って契約を成立させることは、適切とは思われません。市民への説明がしづらいものでございます。

市に不利益を生じさせないためにも、予算成立を確認した後に契約議決を行うべきであり、現時点での契約締結には賛成できません。

以上の理由により、本議案に反対します。

木下孝行委員

本議案は、昨年、7年第3回定例会で債務負担行為として議会は議決をしております。

債務負担行為とは、将来の支出を伴う契約を現年度の予算として議会で確定させる一つの手法であり、支払いは、別途歳出予算として計上し直す必要があるということでもあります。

そういった中で本契約をすることになんら問題はない、議決を図るのに何ら問題はないと思っておりますので、この契約は、阿久根市の長年の市民の夢でもあり、多くの方がこの新図書館に期待をしている。そういう思いを考えれば、本締結に賛成をするものであります。

皆さんの御理解、御協力をお願いします。

川原慎一委員長

ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第14号、阿久根市立図書館新築工事（建築）請負契約の締結についてを採決します。

本採決は挙手により行います。

本案を可決すべきものとするに賛成される委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎ **議案第19号 阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

川原慎一委員長

議案第19号を議題とします。

討議を行います。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討議を終わります。

続いて討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第19号、阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎ **所管事務調査について**

川原慎一委員長

次に、所管事務調査を議題とします。

前回、それぞれの事項でもう1か所ずつ視察を行うことを検討するとして、委員長において調整することとしておりますが、ただいま調整中でございますので、ある程度調整ができ次第、皆様に協議をお願いしたいと思います。もうしばらくお時間をいただきたいので、御了承を願います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上で本委員会に付託された会期内に審議すべき案件は全て議了しました。

本日議了しました案件についての委員会審査報告書の作成及び委員長報告並びに議会だよりに関することにつきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で総務文教委員会を散会します。

(散会 午後3時25分)

総務文教委員会委員長 川原 慎 一